

事前準備

- 事前に空き家の所有者を確認してください。
- 空き家の状態確認、下水道やお風呂は使用できるか確認してください。
- 空き家所有者から、ふるさと定住課にご連絡ください。

調査

- 空き家の状態や所在地、連絡先などについて聞き取りをします。
- 聞き取りをした内容をもとに、外観の現地調査を行います。
- 現地調査後、詳細について再度聞き取りをすることがあります。

登録申請

- 郵送、窓口にて登録申請を行っていただきます。
【申請書類】空き家バンク登録申込書、空き家バンク登録カード、同意書

不動産業者の決定後（1～2週間程度かかります）
「那須町空き家バンク媒介業者選定結果通知書」が届いてから連絡が入ります

登録判定

- 不動産業者と日程調整後に、空き家の立会いをお願いします。[※]
- 室内、設備等の詳細を確認し、最終的な登録の適否を判断します。
- 登録が決まりましたら、契約形態や価格などの詳細を決めていただきます。

登録完了後「空き家バンク登録決定通知書」をお送りします。

HP掲載

- 那須町空き家バンクのページに掲載します。
掲載される主な内容：写真、間取図、希望価格、町名までの住所など
掲載されない内容：物件所有者の氏名、住所、電話番号、物件の番地

見学実施

- 町へ空き家バンク利用登録者から、物件の見学希望が入ります。
- 不動産業者が立会いをし、物件の見学をします。[※]
- 価格や条件等については、不動産業者を介して交渉します。[※]

契約成立

- 契約交渉・締結までの手続きは不動産業者にて行います。[※]
- 個人で売買契約をした場合は、空き家バンク成約報告書をご提出ください。
- 空き家バンクの物件登録の有効期限は2年間になります。

※不動産業者の媒介を希望しない場合は、当事者間で行っていただきます。